

R6現況届(教育・保育給付認定)

Q & A



Q1：現況届とは？

A1：子ども・子育て支援新制度では、保育園等施設を利用している方を対象に、世帯状況に変更がないか、保育を必要とする事由（就労等）や状況に引き続き該当しているか等を確認する必要があると定めているため、現況届の提出が必要です。

Q2：現況届を提出する必要がある対象者は？

A2：町内在住の方で、教育・保育給付2号・3号認定を受け、令和6年11月1日時点で保育園等施設に通園されている方が対象です。

※令和6年4月1日以降に新規で入園申請をし、令和6年5月以降に入園した方は対象外です。

※令和7年度継続入園申請をしている方は対象外です。

※1号認定を受けている方は対象外です。

Q3：就労証明書等を町へ提出したばかりですが、もう一度提出する必要はありますか？

A3：証明日が令和6年4月1日以降の就労証明書を提出された方は、提出不要です。ただし、就労証明書を提出されていない方の分は提出が必要です。

(例) 母が復職により、令和6年4月1日以降を証明日とする就労証明書または復職証明書を提出しているが、父は証明日が令和6年4月1日以降の証明書等を提出していない場合
→母の就労証明書は不要。父の就労証明書等については提出が必要です。

※就労証明書等を提出された方は別紙「就労証明書等の提出状況について」に提出した書類の種別等を記入の上、「現況届」とあわせて提出してください。

※提出済みの書類が保育が必要な事由に該当しない等、内容に不備があった場合は再度提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※有期雇用の方は、提出済みの就労証明書に記載してある雇用期間にご注意ください。

Q4：きょうだい、全員分の就労証明書が必要ですか？

A4：おひとり分は原本を提出していただき、他きょうだいはそれぞれ人数分のコピーをして提出してください。

※「令和7年4月入園申請書類」を提出したきょうだいがいる場合は、「現況届」と右下の「就労証明書等の提出状況について」を提出してください。就労証明書等の提出は不要です。

Q5：64歳以下の祖父母と同居しています。祖父母の「保育を必要とする証明書（就労証明書等）」等の提出は必要ですか？

A5：現況届では、同居する祖父母の「保育を必要とする証明書」等の提出は不要です。

Q6：現況届提出期間中に、妊娠・出産。育児休業の取得、勤務状況の変更等で認定内容の変更がある場合はどうしたら良いですか？

A6：変更がある場合は現況届の提出期限を待たず、園または川島町子育て支援課へ、必要書類を速やかに提出してください。

「就労証明書等の提出状況について」

令和6年4月1日以降に保育を必要とする証明書等を提出している場合は、①の該当欄に☑を入れてください。また、令和7年度入園申請書類を提出済みのきょうだいがいる場合は、②に対象の児童名を記入してください。

①提出済書類

続柄	提出済書類	川島町 確認欄
☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()	☐ 就労証明書 ☐ 復職証明書 ☐ 診断書 ☐ その他()	☐
☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()	☐ 就労証明書 ☐ 復職証明書 ☐ 診断書 ☐ その他()	☐

②令和7年度申請書類提出済のきょうだい（※複数人いる場合は1名のみ記入）

児童名： (園 歳児クラス)

※提出済みの書類が保育が必要な事由に該当しない等、内容に不備があった場合は再度提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※有期雇用の方は、提出済みの就労証明書に記載してある雇用期間にご注意ください。

申請児童名： (園 歳児クラス)
